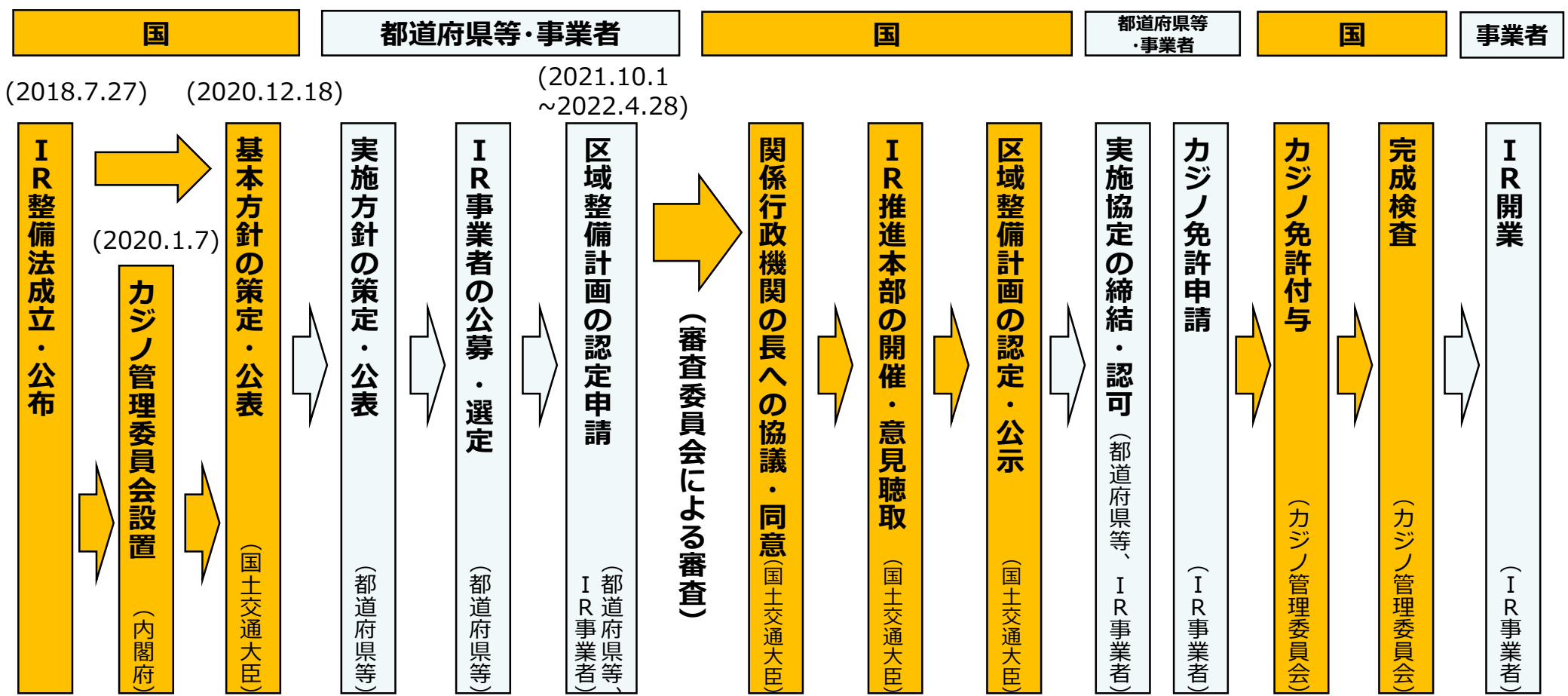


IR区域整備計画について

国土交通省観光庁

これまでの経緯と今後のプロセス

- 大阪府と長崎県は区域整備計画を作成し、昨年4月に国土交通大臣に申請。
- 国土交通大臣は公平・公正な審査を行うため、IR基本方針に基づき外部有識者から構成される**審査委員会**を設置。
- 国土交通大臣が認定する際には、**IR推進本部**（全閣僚+カジノ管理委員長）の開催・意見聴取が必要。



【大阪の計画の概要】

出資者	<ul style="list-style-type: none"> ・日本MGMリゾート (40%) ・オリックス (40%) ・少数株主 (20%) (JR西、近鉄、京阪、南海、JTB、日通、 大林組、大成建設、大和ハウス、竹中 工務店など20社)
場所	夢洲
投資規模	1兆800億円 (出資 5,300億円 借入 5,500億円)
開業見込	2029年秋～冬頃
年間来訪者数 (うち外国人)	1,987万人 (629万人)
年間売上 (うちカジノ)	5,200億円 (4,200億円)
自治体への納付金	1,060億円

【長崎の計画の概要】

出資者	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノオーストリアインターナショナル その他の多数の外資の出資者 (80%) ・少数株主 (国内企業) (20%)
場所	ハウステンボス
投資規模	4,383億円 (出資 1,753億円 借入 2,630億円)
開業見込	2027年度第2四半期～第3四半期
年間来訪者数 (うち外国人)	673万人 (151万人)
年間売上 (うちカジノ)	2,716億円 (2,003億円)
自治体への納付金	391億円

認定審査の基準

◆ 要求基準 (認定を受ける前提として、必ず適合しなければならない19基準)

基本方針への適合	<ul style="list-style-type: none"> 【1】1～5号施設に関する政令要件への適合 【2】カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計 【3】I R区域の一体的な管理 【4】I R施設を確実に設置できる根拠（I R区域の土地の権原や、資金調達の見込み等）についての妥当性 【5】公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定 【6】地域における合意形成の手続 【7】I R事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組 【8】I R事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会勢力の排除 【9】審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと
I R区域が整備される地域	<ul style="list-style-type: none"> 【10】I R区域と国内外の主要都市との交通の利便性
事業基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 【11】カジノ事業の収益がI R事業への活用されることにより、I R事業が一の事業者により一体的かつ継続的に行われること 【12】設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携 【13】I R事業者が会社法に規定する会社であること、I R事業の専業 【14】I R事業者によるI R施設の所有 【15】I R事業者が、カジノ事業に伴う有害な影響の排除を行うための措置を適切に実施すること
I R区域の整備の推進に関する施策及び措置の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> 【16】カジノ事業収益を活用した、IR事業の内容の向上、自治体施策への協力、及び収支計画、資金計画との整合性 【17】認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途
カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除	<ul style="list-style-type: none"> 【18】I R区域の整備による経済的社会的効果及び効果の根拠 【19】都道府県等が、都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携し、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うとともに、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づくギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組が適切に実施されること

◆ 評価基準 (優れた計画を認定するための25基準)

(1) 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現	I R区域全体	<ul style="list-style-type: none"> 【1】コンセプトが明確で優れていること 【2】建築物のデザインが地域の新たな象徴となりうるものであること 【3】これまでにないスケールを持つこと 【4】ユニバーサルデザイン等の観点から世界の最先端であること
	M I C E施設	<ul style="list-style-type: none"> 【5】M I C Eビジネスの国際競争力の向上に十分なスケールを持つこと 【6】重要な国際会議等に対応できる、優れたクオリティを持つこと 【7】M I C Eのターゲットが明確で、誘致等に必要な体制及びノウハウを備えていること
	魅力増進施設	<ul style="list-style-type: none"> 【8】日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信するとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること
	送客施設	<ul style="list-style-type: none"> 【9】各地の観光魅力を伝えるショーケース機能や、旅行サービスの手配を一元的に行うコンシェルジュ機能を十分に果たすとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること
	宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> 【10】客室の広さ・構成・設備が国際競争力を有していること 【11】レストランなどの飲食サービス等が優れていること 【12】事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること
	その他施設	<ul style="list-style-type: none"> 【13】コンテンツ等が国際競争力と高いクオリティを有し、幅広い人々が楽しめることとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること
	カジノ施設	<ul style="list-style-type: none"> 【14】I R全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスがとれていること
(2) 経済的社会的効果		<ul style="list-style-type: none"> 【17】M I C E件数や観光客の増加が大きく見込まれること 【18】来訪者の旅行消費額の増加や地域の雇用創出が見込まれること 【19】2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への貢献が見込まれること
		(3) I R事業運営の能力・体制
(4) カジノ事業収益の活用	<ul style="list-style-type: none"> 【24】カジノ事業収益を十分活用して、I R事業内容の向上や都道府県等への協力をを行うこと 	
(5) カジノ施設の有害影響排除等	<ul style="list-style-type: none"> 【25】カジノ施設の有害影響排除やギャンブル等依存症対策が確実かつ効果的に講じられるものであること 	

審査結果について

- 7人の審査委員の採点の平均点を審査委員会の点数とし、合計点で**600点以上を認定の条件**とした。
- **大阪**の審査結果は657.9点であり審査委員会は「**認定し得る計画**」と評価。
- **長崎**については審査が終了しておらず、**引き続き審査を継続**することとする。

大阪の審査結果

			配点	得点
(1) 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現	I R 区域全体	【1】コンセプト	30	18.0
		【2】建築物のデザイン	30	19.7
		【3】施設の規模	10	8.6
		【4】ユニバーサルデザイン等	30	18.9
	M I C E 施設	【5】M I C E 施設の規模	20	15.7
		【6】M I C E 施設の機能等	50	32.9
		【7】M I C E 施設の運営方針等	50	34.3
	魅力増進施設	【8】魅力増進施設	50	35.0
		送客施設	【9】送客施設	50
	宿泊施設	【10】宿泊施設の規模	20	14.9
		【11】レストラン等のサービス	10	7.1
			【12】宿泊施設のサービス内容・体制	30
	その他施設	【13】その他施設	30	19.3
	カジノ施設	【14】カジノ施設のデザイン等	20	11.1
	I R 区域が整備される地域、関連する施策等	【15】交通利便性	5	3.7
		【16】交通アクセスの改善等	15	10.9
(2) 経済的社会的効果	【17】観光への効果	50	29.3	
	【18】地域経済への効果	50	37.1	
	【19】2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献	50	32.9	
(3) I R 事業運営の能力・体制	【20】I R 事業者等の事業遂行能力	50	37.9	
	【21】財務の安定性	50	33.6	
	【22】防災・減災対策、コロナ等の感染症対策	50	33.7	
	【23】地域との良好な関係構築のための取組	50	27.1	
(4) カジノ事業収益の活用	【24】カジノ事業の収益の活用	50	30.0	
(5) カジノ施設の有害影響排除等	【25】依存症対策等	150	90.0	
合計点			1000	657.9